

公募要領

1 事業名

平成30年度伝統文化親子教室事業（地域展開型）（二次募集）

2 事業の趣旨

次代を担う子供たちに対して、地方公共団体や伝統文化、生活文化及び国民娯楽（以下「伝統文化等」という。）の指導者等が一体となって、地域ぐるみで民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・習得できる機会を新たに設けることにより、子供たちの体験機会を拡充し、併せて地域文化・地域人材の掘り起こしを図るものである。

3 事業の内容

以下の（１）（２）の内容を含む取組を対象とする。

（１）複数の我が国又は地域の伝統文化等を親子で体験するとともに、当該伝統文化等の歴史や内容、地域との関係等についても理解することができる取組

（２）次のいずれかについても配慮した取組であることが望ましい。

- ・ 伝統文化親子教室事業（教室実施型）の講師等を活用すること
- ・ 食文化をはじめとする地域の特色ある生活文化及び国民娯楽を活かした取組
- ・ 実施する取組が地域の課題解決に資するような内容とすること
- ・ キッズウィーク等の休日における体験機会の充実を図る取組
- ・ 共生社会実現のため、障害者や高齢者等に関する取組にも配慮すること

（実施に当たっての留意点）

事業実施後は、事業の取組内容、参加者へのアンケート結果、今後の課題等をまとめた事業実施報告書を提出すること。

4 事業の委託先

地方公共団体（都道府県、政令指定都市及び市町村）とする。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

7 企画提案書の提出方法等

（１）企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先

〒605-8505

京都府京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3
文化庁 地域文化創生本部事務局 暮らしの文化・アートグループ

TEL: 075-330-6732

FAX: 075-561-3511

E-mail: sosei@mext.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

提出書類は、下記(3)、(4)の要領で作成し、提出すること。

【郵送の場合】

簡易書留、宅急便等配達を証明できる方法で送付すること。

【持参の場合】

受付時間 平日10時から17時まで

(12時から13時までを除く。)

※企画提案書は、直接文化庁に提出願います。

(都道府県ごとの取りまとめは不要)

(3) 提出書類

① 企画提案書

企画提案書は、実施計画書(別紙様式1)とする。

……10部(正本1部、複写9部)

② 事業概要

パワーポイント等で事業内容・アピールポイント等をまとめた資料(様式自由)

……10部(正本1部、複写9部)

③ 登録表

……………1部

④ 経費積算の根拠資料

……………1部

⑤ 上記①②③の電子データ

……………一式

(4) 企画提案書及び事業概要の作成方法

① 企画提案書の用紙サイズはA4縦判、横書きとし、原則公募要領から様式をダウンロードして作成すること。

② 事業概要の用紙サイズはA4判1枚で作成すること(様式自由)。

③ 提出方法は、10部を郵送又は持参すること。なお、E-mailでの提出も可とするが、E-mailで提出後、速やかに10部を郵送又は持参すること。

(5) 企画提案書の提出期限等

提出期限：平成30年10月22日(月曜日)17時必着

※いずれの提出方法(郵送、持参、E-mail)であっても上記の提出期限を厳守すること。

※提出期限後の提出書類の差し替えは認めません。

提出先：上記(1)に示す場所

(6) その他

企画提案書等の作成、提出及び面接等に係る費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

8 採択予定件数

10件程度を採択予定

- ※ 1事業当たり1,500千円を上限とする。
- ※ 複数の事業を応募することも可能とする。
- ※ 一次募集で採択されている地方公共団体も応募可能です。ただし、既に採択されている事業と重複することはできません。

9 選定方法等

(1) 選定方法

伝統文化等に識見を有する者で構成される協力者会議において、提出された企画提案書等を基に書面審査を実施する。

(2) 選定基準

別記「審査基準」のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

10 契約締結

文化庁は、企画提案書を基に委託予定者と委託条件を調整するものとする。

なお、契約金額については選定後に作成する業務計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。

また、契約条件等が合致しない場合には、委託予定者と委託契約締結を行わない場合がある。

- ※ 国の契約は、契約を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

11 スケジュール

- | | |
|----------------|---|
| ① 公募開始 | 平成30年9月26日（水曜日） |
| ② 企画提案書提出締切 | 平成30年10月22日（月曜日） |
| ③ 審査 | 平成30年11月上旬頃 |
| ④ 選定及び事業計画書の提出 | 平成30年11月中旬頃 |
| ⑤ 契約締結 | 平成30年11月下旬頃 |
| ⑥ 契約期間 | 契約締結日から業務が完了した日又は平成31年3月29日のいずれか早い日までとする。 |

- ※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

12 その他

- (1) 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること。
(文化庁委託業務実施要領 <http://www.bunka.go.jp/qa/pdf/youryou.pdf>)
- (2) 選定された企画提案の内容等については、文化庁及び協力者会議委員の意見等により、変更を求めることがある。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等、企画提案書に記載した事項について、認定の取消等によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文化庁へ届け出ること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほどよろしくお願いたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

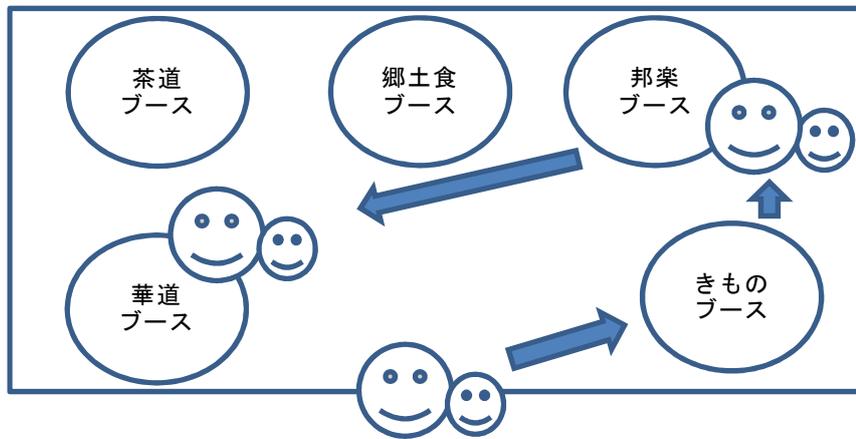
- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・銀行振込依頼書
- ・その他必要と思われる資料

～対象事業の具体例～

■ 1日体験型事業

- ・ 1か所の会場に、複数の伝統文化等を学習・体験できるブースを設置し、来場した親子が一度に複数の伝統文化等を学習・体験できる事業

例)



■ 連続講座型事業

- ・ 地域の伝統文化等を、複数日に分けて親子で学習・体験できる教室を開催する事業

- 例)
- | | | |
|-----|------|----------|
| 第1回 | ○月○日 | ○○神楽体験教室 |
| 第2回 | ○月□日 | ○○囃子体験教室 |
| 第3回 | △月○日 | 郷土食体験教室 |

同じ親子が2回以上参加し、複数分野を体験できるもの



審査基準

1 採択案件の決定方法

提出された各企画提案書について審査を行い、各評価区分の得点合計の平均が高いものから原則として採択する。

2 審査方法

文化庁に設置する協力者会議において、提出された各企画提案書について、下記「3 評価方法」により評価を行う。

なお、評価に際して、必要に応じて提案内容に関する追加資料の提出や説明を求めることがある。

3 評価方法

評価は、下記(1)、(2)の各評価区分で得られた得点の合計をもって行う。

(1) 企画案に関する評価区分

下記の「評価要素」の各項目について、協力者会議の各委員が下記の「評価基準」による5段階評価で各々評価した結果の合計を平均した得点

[評価要素]

- ① 事業の実施に必要な体制が整っていること。
 - ・ 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
 - ・ 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
 - ・ 事業実施に必要な関係者・関係機関との連携体制を整えていること。
- ② 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ③ 事業実施の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ④ 事業の内容から、高い成果を得られることが期待できること。
- ⑤ より多くの親子に参加を呼びかけることができる広報の工夫がなされていること。

[評価基準]

大変優れている = 5点 優れている = 4点 普通 = 3点
やや劣っている = 2点 劣っている = 1点

(2) 加点項目となる評価区分[各5点]

- ① 伝統文化親子教室事業（教室実施型）の講師等を活用した取組
- ② 食文化をはじめとする地域の特色ある生活文化及び国民娯楽を活かした取組
- ③ 実施する取組が地域の課題解決に資するような取組
- ④ キッズウィーク等の休日における体験機会の充実を図る取組
- ⑤ 共生社会実現のため、障害者や高齢者等に関する内容を含む取組

(3) その他

- ① 採択に当たっては、本事業の趣旨に基づき、地域の均衡性を考慮すること

がある。

② 協力者会議委員の遵守事項

a 利害関係者の排除

- ・申請された事業内容と利害関係がある協力者会議委員は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととする。

<利害関係の範囲>

- ・協力者会議委員が申請する地方公共団体に所属している場合
- ・協力者会議委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

b 秘密保持

- ・協力者会議委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請する地方公共団体の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、協力者会議委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。

4 企画内容等の変更

決定した企画案の内容等について、各委員から意見等があった場合には、決定した企画案の提案者に適宜伝え、改善を求めることがある。